

(整理番号 529)

大阪地方最低賃金審議会
令和5年度第3回大阪府自動車小売業最低賃金専門部会
議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月31日（金）
午後1時00分から同3時20分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
- | | |
|------------|----|
| 公益を代表する委員 | 2名 |
| 労働者を代表する委員 | 3名 |
| 使用者を代表する委員 | 3名 |
- 4 議 事
大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
改正決定の必要性の有無について、以下の通り労使委員から主張があった。
- (1) 労側委員からは、整備士不足の解消、産業の魅力向上及び産業の発展のために特定最低賃金の設定は必要である等の理由から必要性有りとの主張があった。
- (2) 使側委員からは、特定最低賃金が産業の魅力を決めるものではなく、仕事内容、労働環境等である。地域別最低賃金が大幅に上昇している中、地域別最低賃金を数円上回る特定最低賃金は意味がない等の理由から必要性無しとの主張があった。
- 全体協議、個別協議が行われたが、労使合意に至らず、次回
は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて
確認され、審議は終了した。